

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定によつて、呉市から、広島圏都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一
項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法
第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦
覧に供する。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦